

あかねショートステイセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業は、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、高齢者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、本来有する自由意思や自己決定権を否定されることなく、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

- （1）この事業所は、特別養護老人ホームあかね荘に専用の居室を併設して行うこととし、その運営は、特別養護老人ホームあかね荘と一体的に行うものとする。
- （2）前項に掲げるほか、特別養護老人ホームあかね荘の入所者に利用されていない居室を利用した指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を行うことができる。ただし、この場合の利用については、特別養護老人ホームあかね荘に入所する者が優先されるものとする。又、利用者・家族の事情等により、介護支援専門員が緊急に必要と認めた方に対し、居宅サービス計画に位置付けていない場合利用可能である。

（運営の方針）

第2条 運営に関する方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）利用者の要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- （2）相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行うものとする。
- （3）指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- （4）指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。
- （5）指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （6）指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身の機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 あかねショートステイセンター
- (2) 所在地 青森県五所川原市大字前田野目字長峰112番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、この事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、施設の運営管理について必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師 4名(嘱託医2名 協力医2名)
医師は、入所者の健康の状況に注意して健康管理を行い、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (3) 副園長 1名
副園長は、園長を補佐して、会計経理・労務管理業務を担当する。
- (4) 事務長 1名(技能主事と兼務1名)
事務長は、庶務一般事務に従事する。
- (5) 生活相談員 1名(介護支援専門員兼務)
生活相談員は、常に入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- (6) 介護支援専門員 1名(生活相談員兼務)
介護支援専門員は、施設サービス計画に係る業務を行う。
- (7) 介護職員 12名
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護するものとする。又、主任介護職員は、機能訓練指導員として、利用者の心身の状況に合わせて、個別で身体を動かす機会をつくり、クラブやレクを通して、日常生活機能の改善・低下しないように援助を行う。
- (8) 看護職員 3名(看護主任は機能訓練指導員兼務)
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意して健康管理を行い、必要に応じて医師との協力の下で健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (9) 管理栄養士 1名(委託1名)
管理栄養士は、利用者の給食、献立、発注、調理員の指導に従事する。
- (10) 調理員 4名
調理員は、入所者の給食の調理に従事する。
- (11) 技能主事 3名(事務長兼務1名)
技能主事は、施設設備並びに構内の保守点検・維持管理及び管理者の指示することに従事する。
- (12) 宿直員 2名
宿直は、夜間当直にて施設内外の警備に従事する。

(利用定員)

第5条 あかね荘の入所者に利用されていない居室を利用して行う指定短期入所生活介護及び指

定介護予防短期入所生活介護の利用者を除いて、この事業所が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は、10名とする。

(サービスの内容及び利用料)

第6条 短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護にあたっては、利用者の心身に応じ、利用者の自立の支援と日常の生活の充実に資するよう、適切な技術を持って次のとおりのサービスを提供する。

(1) 食事の提供

栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、三食ともに適切な時間に提供する。

(2) 入浴

原則として、週に最低2回以上の入浴サービスを提供する。ただし、利用者の身体の状態に応じて特別浴又は清拭とする場合がある。

(3) 介護

利用者の心身の状態に応じて、適切な方法により次の介護サービスを行う。

- ①食事介助
- ②入浴介助
- ③排泄介助
- ④施設内の移動の付き添い
- ⑤体位交換
- ⑥シーツ交換
- ⑦着替え介助
- ⑧離床介助
- ⑨整容
- ⑩その他の日常生活上の世話

(4) 機能訓練

利用者の心身の状態を踏まえて、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 健康管理

医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(6) 相談及び援助

利用者の心身の状態、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じ、必要な助言等の援助を行う。

(7) レクリエーション及び行事

利用者の教養娯楽のために、月間予定表を定めてレクリエーション及び行事を行う。

(利用料とその他の費用)

(1) 短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定受領サービスであるときは、所得に応じて利用者負担割合が1～3割となっており、負担割合に関しては介護保険負担割合証の額とする。

(2) 滞在費

従来型個室 一日1, 231円

(3) 食費

一日1, 545円（朝食378円、昼食668円、夕食499円）

(4) 負担額について

指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービス

利用者負担区分	負担額	
	居住費	食費
第1段階	従来型個室 380円／日	300円／日
	多床室 0円／日	
第2段階	従来型個室 480円／日	600円／日
	多床室 430円／日	
第3段階①	従来型個室 880円／日	1,030円／日
	多床室 430円／日	
第3段階②	従来型個室 980円／日	1,360円／日
	多床室 530円／日	
第4段階	従来型個室 1,231円／日	1,545円／日
	多床室 915円／日	

(通常の事業の実施地域)

五所川原市(旧市浦、金木を除く)。その他の地域については相談に応じる事とする。

通常の事業実施地域以外の送迎に要する費用については、実費相当額の費用とする。ただし、事業所の自動車を使用した場合は、1kmにつき通常の事業の実施地域を越えた地点から37円の費用をご負担していただく事とする。

(5) その他の費用は、次のとおりとする。

- 1 特別食、行事参加費、理美容費、クラブ活動材料費、おやつ代、インフルエンザ予防接種等の健康管理費等の料金は、実費に相当する金額とする。
- 2 指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスにおいて常事供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(施設サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 入所者は次に定める事項に留意し、秩序ある生活をするよう留意しなければならない。

- (1) ご契約者又はそのご家族は、ご契約者の体調の変化があった場合は、速やかに職員にお知らせ下さい。

- (2) 事業所内の機器を利用される場合は、必ず職員にお知らせください。
- (3) 施設内での金銭や食べ物のやり取りはご遠慮ください。
- (4) 職員に対する贈り物や飲食のもてなしは固くお断りいたします。
- (5) 施設内での見守りを徹底していますが、場合によっては転倒などの事故が発生する可能性があることを予めご了解ください。
- (6) 現金等貴重品の居室への持ち込みは固くお断りいたします。(必要に応じて貴重品管理サービスをご利用ください。)
- (7) 上記に拘らず、ご契約者が現金等の貴重品の管理を希望する場合は、必ずその理由と内容(現金は5,000円未満とします。)を管理者に届け出てください。
- (8) 利用者及びご家族等による当事業所サービス従事者に対して、不適切行為やハラスメント行為等により、利用継続し難い背信行為等については、サービスを終了させていただく場合があります。

(緊急時等における対応方法)

第8条 この事業所に勤務する職員は、現に指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 管理者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事故発生時に関する事項)

第11条 サービス提供中に事故が発生した場合、直ちに応急処置・医療機関への搬送等の措置を講じ、家族、保険者等への連絡を行うこととする。明確に記録とし、原因を解明し再発防止に努めることとする。損害すべき事故に関しては、損害賠償保険契約に基づき対応すること。

(富士火災海上保険株式会社)

(身体拘束廃止に関する事項)

第12条 自由を制限するような身体拘束を原則として廃止すると事を目的として、常時会議等で検討することとする。緊急やむを得ない理由で拘束せざる得ない場合、利用者・家族へ十分な説明と承諾を基に、記録・報告等行うこととする。責任者を設置する等必要な整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(介護職員による喀痰吸引に関する事項)

第13条 介護職員による喀痰吸引実施については、契約者・家族の同意により、主治医の指示書・看護師の状態確認に応じて、青森県喀痰吸引等研修修了者が実施することとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスに関する入所

者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- (1) 提供した指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスに関し、法令に基づき市町村又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者並びにその家族からの苦情に関して市町村又は県が行う調査に協力するとともに、市町村又は県の助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（地域連携に関する事項）

第15条 地域での暮らしを支える為、偽行が有する資源・ノウハウを最大に活用し、地域の根拠として関係機関と協力行い、地域包括ケアシステムが実現される「まちづくり」に努める。

- (1) 在宅サービスの提供・地域の生活困難者への支援等、又、地域住民活動とも連携し地域活性化にも取り組む。
- (2) 関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービス担当者会議・地域ケア会議等に参加し、総合的なサービスの提供に努める。

（その他運営についての重要事項）

第16条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。ただし、入所者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。また、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合に限って利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合がある。

- (1) 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。
- (2) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人若菜会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第17条 適切なハラスメント対策を強化する観点から、事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策をすすめていく。

（業務継続計画）

第18条 感染症や災害が発生した場合であっても業務を継続できるような体制を構築する。

附 則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

- １．平成１４年 ４月１日一部改正
- ２．平成１５年 ４月１日一部改正
- ３．平成１６年 ２月１日一部改正
- ４．平成１６年 ４月１日一部改正
- ５．平成１７年 ８月１日一部改正
- ６．平成１７年１０月１日一部改正
- ７．平成１８年 ４月１日一部改正
- ８．平成１９年 ４月１日一部改正
- ９．平成２０年 ４月１日一部改正
- 10．平成２１年 ４月１日一部改正
- 11．平成２２年 ４月１日一部改正
- 12．平成２３年 ４月１日一部改正
- 13．平成２４年 ４月１日一部改正
- 14．平成２５年 ４月１日一部改正
- 15．平成２６年 ４月１日一部改正
- 16．平成２７年 ４月１日一部改正
- 17．平成２７年 ８月１日一部改正
- 18．平成２７年 ９月１日一部改正
- 19．平成２８年 ４月１日一部改正
- 20．平成２９年 ４月１日一部改正
- 21．平成３０年 ４月１日一部改正
- 22．平成３１年 ４月１日一部改正
- 23．令和 元年１０月１日一部改正
- 24．令和 ２年 ４月１日一部改正
- 25．令和 ３年 ４月１日一部改正
- 26．令和 ３年 ８月１日一部改正
- 27．令和 ４年 ４月１日一部改正
- 28．令和 ５年 ４月１日一部改正
- 29．令和 ６年 ４月１日一部改正
- 30．令和 ６年 ８月１日一部改正
- 31．令和 ７年 ４月１日一部改正
- 32．令和 ８年 ６月１日一部改訂
- 33．令和 ８年 ８月１日一部改訂